

東京都市計画特別緑地保全地区（第 18 号南馬込五丁目特別緑地保全地区）の変更
（大田区決定）について

【説明資料】

<p>1 趣旨及び経緯</p>	<p>本計画地周辺は、大田区都市計画マスタープランや大田区緑の基本計画「グリーンプランおおた」において、区内でも良好な自然環境が比較的多く残る台地部地域として緑豊かな低層住宅地の良好な住環境を維持保全する取り組みが求められている。</p> <p>本計画地は、イチョウやケヤキなどの大木が神社地内に植生する自然豊かな樹林地で、隣接地の湯殿公園やこうま児童公園、南馬込五丁目公園などと連担して、自然環境豊かな樹林帯が形成されている。</p> <p>この大田区の台地部に残る貴重なみどりを区民共通の貴重な財産として保全し後世に引き継いでいくため、南馬込五丁目地内において約 0.09 ヘクタールの区域を特別緑地保全地区として指定する都市計画変更を行うものである。</p> <p>なお、本案件は都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 3 項の東京都知事協議について、都から意見なしの回答を得ている。</p>	<p>○大田区都市計画マスタープラン(平成 23 年 3 月策定)</p> <p>○大田区緑の基本計画「グリーンプランおおた」(平成 23 年 3 月策定、平成 28 年 3 月中間見直し)</p> <p>○東京都知事協議結果令和 2 年 1 月 10 日付 31 都市政緑第 569 号</p>
<p>2 位 置</p>	<p>本計画地は、大田区北西部から中央部に広がる台地部地域に位置する南馬込五丁目地内（湯殿神社境内）に所在する。</p>	<p>○用途地域等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 種住居地域 ・建蔽率 60% ・容積率 200%
<p>3 都市計画の内容</p>	<p>名 称：第 18 号 南馬込五丁目特別緑地保全地区 位 置：大田区南馬込五丁目地内 面 積：約 0.09ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 種高度地区 ・準防火地域 (※新たな防火規制区域) <p>※東京都建築安全条例第 7 条の 3</p>
<p>4 説明会の概要</p>	<p>日 時：令和元年 11 月 25 日（月）18：00 から 場 所：湯殿神社 社務所兼町会会館 参加者：22 名 意 見：都市計画変更に対する意見は特になし</p>	
<p>5 公 告 ・ 縦 覧</p>	<p>日 時：令和 2 年 2 月 3 日（月）～ 2 月 17 日（月） 場 所：大田区まちづくり推進部都市計画課 意見書：0 件</p>	
<p>6 今後の予定</p>	<p>告示 令和 2 年 3 月下旬（予定）</p>	